

要する経費を加える。

上記補助要項に基づき実施された昭和39年度事業実績は、下記表1、表2に示されたとおりである。

まず、表1でいえることは、昨年度の実績よりも、39年度における事業実績が、教科書費を除く全費目について上昇しているということである。したがってここで問題になるのは、教科書費についてであるが、小学校分は、昭和38年度においては1学年のみが無償取扱いであったものが、昭和39年度には3学年までとなり、当該法の適用者がへったために生じた事業費の減である。また、中学校分については、両年度における全生徒数の変動状態をみればわかるように、38年度において172,840人であった生徒数が39年度には166,922人と、約4%へりその上、教科書の単価に動きがなかったため、生徒数の減率がそのまま事業費の上に、4%の減として現れたもので、実質においては後退を意味するものではない。

なお、同じ中学校分であっても、教科書費以外の学用品費、修学旅行費において39年度事業実績が上昇しているのは、それぞれ、39年度に大巾な単価の引上げが行われたことによるものである。

表1

費目	区分	昭和38年度 補助事業費	昭和39年度 補助事業費
教科書費	小学校	10,788,734	7,206,461
	中学校	11,314,415	10,900,125
学用品費	小学校	22,087,025	25,743,520
	中学校	34,724,719	36,535,809
修学旅行費	小学校	3,649,696	4,010,618
	中学校	11,878,025	16,799,945
通学費		2,171,960	3,803,983
寄宿舎居住費		458,345	601,243

次に、表2であるが、前年度との比較の上では増加をみせていた事業額も、39年度単独で取り上げた場合には、種々の問題があることがわかる。すなわち、昭和39年度分として、年度当初、国から配分された人員および補助限度額と、事業実績との間に約1割近い差があるということである。わずかに、修学旅行費の中学校分だけが給与人員および補助金の額ともに100%の実績を示しているが、これは、対象人員が比較的少く、かつ、全学年を通じて1回しか行なわれない修学旅行の特殊性によるものと思われる。

表2

費目	区分	国よりの配分		昭和39年度事業実績			
		人員 (a)	補助限度額 (b)	給与人員 (c)	c/a	補助金の額 (d)	d/b
教科書費	小学校	9,722	3,781,858	9,334	96%	3,603,197	95%
	中学校	11,137	6,058,528	10,399	93	5,450,035	90
	計	20,859	9,840,386	19,733	95	9,053,232	92
学用品費	小学校	18,409	14,466,690	15,997	87	12,871,760	89
	中学校	11,137	19,818,490	10,257	92	18,267,904	92
	計	29,546	34,285,180	26,254	89	31,139,664	91
修学旅行費	小学校	4,664	2,565,200	5,417	116	2,005,279	78
	中学校	5,667	7,877,130	5,600	99	8,399,665	107
	計	10,331	10,442,330	11,017	106	10,404,944	100
通学費						1,808,223	
寄宿舎居住費						299,894	
合計						52,705,957	

また、もっとも多くの給与人員率を示しながら、補助金の額が最下位の率にとどまる修学旅行費の小学校分は、本県における小学校の修学旅行に要する経費が、ごく一部の地域を除いては、国平均の1人当り修学旅行費よりも低額で賄えることによるものであって、給与人員が配分人員をはるかに上まわっておりながら、このような低率を示すのは止むを得ないものである。

次に、給与人員率をもっとも低く、かつ、補助金の額

も比較的低率にある学用品費の小学校分についてであるが、同じ小学校分でも、教科書費の実績は割合高率を示しているのに対し、なぜこのような結果が生じたか、これだけの資料から判断することはむずかしい。ただ、中学生ほどには高額な学用品を必要とせず、その上、1人当り給与単価がやや高額でもあることから、市町村の財政措置の段階において削減の対象となりやすいのではないかと推測される。